

分野別の目指すまちの姿

検討資料

【健康・医療・地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉分野】

【健康・医療】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●「健康づくり」と「健幸まちづくり(スマートウェルネスシティ)」

近年、健康で幸せな社会を実現するため、従来の健康に関するアプローチのみならず、まちづくり、スポーツなど多様な要因に目を向け、産官学の幅広い叡智を集めて、健康づくり無関心層を半減させることを目標とする「健幸まちづくり(スマートウェルネスシティ)」の概念が生まれている。

具体的には、市街地への自動車の流入制限や公共交通機関の整備などにより、住民の歩く機会を増やすといったような地域住民全体へ働きかけるポピュレーションアプローチを含んだまちづくりの観点や、健幸ポイント事業や健康支援 ICT サービスによるデータ利活用の観点から、地域活性化総合特区が指定され実証実験が行われ、まちづくりに係る官民データの一体的な利用環境の整備や事業モデルの検証が進んでいる。健幸まちづくり（スマートウェルネスシティ）の取組には、住民の健康づくりによる医療費抑制や、自治体の EBPM に基づいた政策立案の推進にとどまらず、多様化する地域課題の解決が期待されている。

●「かかりつけ医」を中心とした地域医療連携の取組

団塊の世代全員が 75 歳以上の後期高齢者となり、より医療依存度が高くなる「2025 年問題」と、新たに発生した「新型コロナウイルス」に対応する地域医療の取組が求められている。

「2025 年問題」では、高度急性期から在宅医療（かかりつけ医）まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備することが重要である。

また、「新型コロナウイルス」については、発熱外来（PCR 検査を含む）、ワクチン接種、自宅療養者への対応など日頃から患者自身のことをよく理解している「かかりつけ医」を持つことの大切さが改めて確認されているとともに、訪問（在宅）薬剤師や訪問看護、訪問介護などとの連携も必要である。

●歯科口腔保健の推進

平成 23 年に乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態、及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進する「歯科口腔保健推進法」が成立している。また、令和 4 年に閣議決定された「骨太の方針 2022」において国民皆歯科検診の具体的な推進が明記されている。

●受動喫煙防止対策の強化

望まない受動喫煙の防止を図るため、平成 30 年に健康増進法の一部を改正し、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めている。また、公共の場所における野外分煙施設の設置等については、積極的に地方のたばこ税を活用することとされている。

東京都では、都民の健康増進の観点から、令和 2 年に「東京都受動喫煙防止条例」を定め、原則屋内禁煙として受動喫煙防止対策をより一層推進している。

●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実等を趣旨とする「成育基本法」が令和元年 12 月に施行された。また、令和元年 12 月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が市町村の努力義務として法的に位置付けられた。また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、令和 2 年度末までに子育て世代包括支援センターの設置、「改正母子保健法」により「産後ケア事業」が市町村の努力義務として法的に位置付けられた。

令和 5 年 4 月には、国のこども施策の総合調整・司令塔機能を担うこども家庭庁が設置され、今後、「子ども基本法」に基づく「こども大綱」（少子社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策を含む）を策定する予定である。また、東京都でも令和 5 年度から高校生等医療費助成事業や 18 歳以下へ月 5,000 円交付など独自お子育て支援策を打ち出している。

●質の高いがん検診の実施及び受診率向上の取組

平成 28 年にがん対策基本法の一部を改正し、法の理念に、「がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること」が追加され、国や地方公共団体は、医療・福祉資源を有効に活用し、国民の視点に立ったがん対策を実施することが求められている。

●医療費適正化に対する特定健康診査（メタボ健診）の取組

生活習慣病対策を重視し、最終的に医療費の適正化を図ることを目的に 40 歳～74 歳までの医療保険加入者全員を対象とした取組である。健康診査の実施により被保険

者の健康意識及び受診率の向上を図ることが求められている。

2 市の現状と取り組み状況

○健幸まちづくりの推進

人生が80年以上の長いものになる中、長い人生を「いきいき」と「自分らしく」生きるため、市民の生涯を通じた健康と幸せを、まち全体で支える取組（「健幸まちづくり」）を進めている。

第五次多摩市総合計画・第3期基本計画においては、健幸まちづくりを、計画の基盤となる考え方として位置づけ、市役所すべてが健幸まちづくりの担当部署という認識のもと、行政、市民、NPO、団体、事業者、大学等とまちぐるみで取組を進めてきた。

今後、一段と高齢化が進展する状況の中で、市民が健康で幸せであることは、ご本人のためのみならず、地域やコミュニティの活性化を促し、医療費や介護費の伸びを抑制する効果も期待できるものであり、多摩市を持続可能な都市とするために欠かせない施策である。

新型コロナウイルス感染症の影響も受けたが、社会経済活動の正常化が進みつつあるいま、健幸まちづくりの取組を、以前にも増して強力に進めていく必要がある。

○「多摩市版地域医療連携構想」の策定

多摩市内の医療機関等との連携を推進し地域での医療の完結を実現するための「多摩市版地域医療連携構想」を策定し、(1)地元にかかりつけ医等を持つ意義と促進、(2)かかりつけ医、医療、訪問看護、介護事業者、家族、地域包括支援センター、行政、地域等における連携の在り方について取組を進めている。また、「新型コロナウイルス」については、多摩市医師会と連携しPCR検査センターを開設、さらには多摩市医師会、日医大多摩永山病院、都立多摩南部地域病院、保健所、本市と「五者連携会議」を適宜開催し対応を図っている。ワクチン接種については、集団接種会場から始まり個別接種へと多摩市医師会と連携を図って実施している。

○健康づくり活動のさらなる充実

健康づくり推進員活動を推進し、各種講座やウォーキングなど地区活動を実施するとともにウォーキングコースの紹介動画を作成した。また、地域活動の中で新型コロナウイルス感染症の予防のポイントや注意点などを啓発した。

健康づくり推進員の人数確保に努めるとともに、地区ごとの活動や全体活動を推進し、裾野を広げる活動を協働して進める必要がある。

○受動喫煙防止対策の強化

令和元年10月、受動喫煙防止条例を施行した。禁煙治療費の助成制度、条例の普及啓発として、小、中学生への独自のリーフレットを利用した普及啓発などを継続して行っている。引き続き、喫煙による健康影響など子ども含め地道に周知啓発、環境整備を行うことにより、受動喫煙影響の減少および喫煙者の減少に努める。

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目的として令和2年10月より子育て世代包括支援センター事業（妊婦面接や育児相談など）を開始した。また、地区担当保健師と地域子育て支援拠点等との連携強化により、ポピュレーションアプローチの充実を図るとともに、子ども家庭支援センターとの妊婦進行管理を開始するなどハイリスクアプローチの充実も図った。

令和6年4月1日施行の児童福祉法改正に伴い、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉分野）と子育て世代包括支援センター（母子保健分野）の機能は維持した上、一体的な組織として、全ての妊産婦・子育て世帯・子供の一体的相談を行う機能を有する機関の設置に努めることとするが示されたことを受け、組織体制の検討が必要である。

○質の高いがん検診の実施及び受診率向上の取組

コロナ禍でも、感染症対策を実施しながらがん検診を継続し、受診率を下げることなく維持している。市民が受診しやすい環境整備、科学的根拠に基づいた効果的ながん検診の実施体制を検討するとともに、がん共生の視点で患者への情報提供、支援の方策、医療機関連携についても検討が必要である。

○国保・特定健康診査受診率の向上

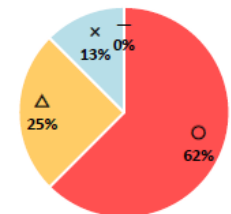
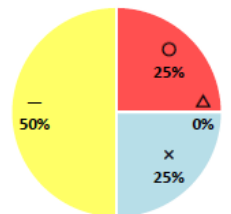
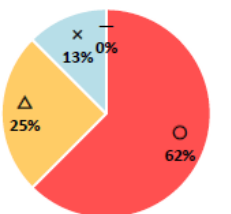
対象者に合わせた受診勧奨の整備と周知を行った。

3 取り組み支える組織・活動・仕組み

- ・健康づくり推進員
- ・多摩市医師会
- ・多摩歯科医会（八南歯科医師会多摩支部）
- ・多摩市薬剤師会（南多摩薬剤師会）
- ・多摩市まち美化推進協議会

- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 地域子育て支援拠点ネットワーク会議（保育施設、幼稚園、NPO 団体、助産院など）
- ・ 特定妊婦支援チーム（要保護児童地域対策地域協議会）
- ・ 東京都南多摩保健所

4 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

施策	指標名	出典	現年度 2017（平成29） 年度	単位	実績値			目標値 2022（令和4） 年度	目標値 2028（令和10） 年度	達成 状況
					元年度	2年度	3年度			
B1-1	①自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	多摩市政世論調査（健康推進課）	76.6	%	81.9	—	82.2	77.0	78.0	○
	②健康のために実践していることがある市民の割合	多摩市政世論調査（健康推進課）	62.1	%	66.2	—	72.6	64.0	66.0	○
	③喫煙習慣がある市民のうち、受動喫煙に配慮している市民の割合	多摩市政世論調査（健康推進課）	—	%	90.8	—	89.6	100に 近づける	100に 近づける	△
	④妊婦面接実施率	健康推進課	57.5	%	75.2	90.8	74.8	65.0	80.0	○
	⑤大腸がん検診の要精密検査受診率	健康推進課	61.0	%	58.8	58.1	65.6	65.0	70.0	○
B1-2	①国民健康保険特定健康診査受診率	保険年金課	47.5	%	54.2	47.4	45.3 (暫定)	58.0	60.0	×
	②かかりつけ医師を持つ市民の割合	多摩市政世論調査（健康推進課）	54.4	%	59.1	—	60.4	58.0	60.0	○
	③第2期麻疹風しんワクチン定期予防接種率	健康推進課	93.4	%	95.1	96.3	93.8	94.0	95.0	△
令和元年度			令和2年度			令和3年度				
										

【地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●地域共生社会の実現

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（厚生労働省）は、平成 29 年 2 月 7 日に『「地域共生社会」の実現に向けて』を決定し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するために、その方向性や骨格、実現に向けた工程を示した。

その後、地域共生社会推進検討会で検討し、令和 2 年社会福祉法改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定した。

●高齢者福祉

平成 30 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、地域における住まい、医療、介護、予防、生活支援の 5 つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に強化し、高齢者が住み慣れた地域でより自立した生活を送ることができるように、医療と介護の連携、認知症対策の推進、生活支援サービスの整備等に併せて、団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据えて、より地域の実情に応じた取組を進めていくことが定められた。この背景には、全国的に高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の割合が増加し、核家族化や地域コミュニティが変容することで、高齢者の家族や地域とのつながりが薄れ、孤立化が進むことで、日常生活に不安を抱く高齢者が増加していることがある。また、高齢者の増加に伴い、介護や権利擁護を必要とする認知症高齢者が増加していることも大きな課題となっている。

●生活困窮者支援

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者自立支援法等（生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法）の改正が平成 30 年 10 月から段階的に行われ、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもや大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずるものとされた。

●障がい者福祉

国では、平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行（令和 3 年 6 月に一部改正法が公布）され、雇用分野における差別解消に向け「障害者雇用促進法」が一部改正されるなど法整備が進められている。東京都では、平成 30 年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（東京都障害者差別解消条例）」が施行され、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、さらなる障害への理解・差別解消の促進が求められている。

令和 4 年 5 月には、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行された。また、東京都でも、「東京都手話言語条例」が令和 4 年 9 月に施行されるなど、さらなる障がい者への情報保障や意思疎通に係る施策の充実が求められている。

令和 4 年 12 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための各施策について、措置を講ずるものとされた。特に、就労支援に関しては、本人の希望や適性等に合った働き方の選択を支援するサービスの創設や、短時間勤務を希望する障がい者への雇用機会拡大に関する制度変更等が盛り込まれており、障がい者の活躍の場を広げるための取組が一層重要となっている。

●様々な困難を抱える方への支援個

人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる 8050 問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られ、また、市町村においては、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、地域の構成員やその価値観の多様性は増しているとともに、近年大規模な災害が多発する中で災害時の孤立防止など多様な支援ニーズへの対応も求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが一層求められている。

このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、国は、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」にて、「地域共生社会」という、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人

と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方を示した。

こうした流れを受け、国は令和3年4月に社会福祉法を改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設した。

2 市の現状と取り組み状況

○多摩市版地域包括ケアシステム

多摩市版地域包括ケアシステムは、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、ひきこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般を対象として、各分野内で支援者間の連携を図るとともに、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制である。

また、ひきこもりや8050問題など対象者別の縦割りの体制では対応が困難な複合化、複雑化した課題に対応し、適切な支援に結び付けるため、包括的な相談支援体制として「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会」を設置した。

さらには、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進していく。

○地域福祉の推進

多摩市社会福祉協議会と連携して、コロナ禍で生活に困窮する方への生活福祉資金特例貸付や、福祉サービス利用援助事業、同行援護派遣事業、デイサービス事業など日常生活の支援として不可欠な事業を優先して実施。オンラインを活用した事業を行うことで事業の継続を図った。また、「子ども・若者応援基金」を創設し、子ども・若者への支援やキャッシュレス決済の導入を行うとともに多摩市社会福祉協議会のPRと会員拡大に努めた。

コロナ禍のニーズに対応した取り組みとして、多摩地域・企業大学等連絡会（ゆるたまネット）を中心にフードドライブ事業を実施し、フードバンク団体や子ども食堂等の関係団体との連携を深めるとともに多くの希望者に食糧の提供を行った。

近所付き合いの希薄化が進むとともに、地域への関心や関わりも減少し、地域コミュニティの担い手・支えて不足がより深刻化する見込みの中、地域福祉推進委員会等を起点に地域主体の活動や地域内で支え合う取り組みを推進する必要がある。

○自殺対策への取組

平成 31 年 3 月に「いのちとこころのサポートプラン」(多摩市自殺対策推進計画)を策定した。令和 5 年度は計画最終年度となるため、改定に着手する。

たま広報や LINE、Twitter 等 SNS の活用や、他機関と一緒に街頭啓発キャンペーンを行うことにより、地域の方々に対し自殺防止対策に係る意識啓発を行った。動画を活用して市民向けゲートキーパー研修や自殺対策講演会を実施し、啓発活動を強化した。また、メンタルヘルスファーストエイドの考え方を取り入れた窓口用リーフレットを市職員へ配布し、市民対応時に活用した。今後は、事前予防(一次予防)と危機対応(二次予防)だけでなく、事後予防(三次予防)として自死遺族支援の推進に加え、自殺未遂者のケアや支援の充実を図る必要がある。

○生活困窮者等への包括的な相談支援の充実

「生活困窮者相談窓口」について、平成 30 年 10 月の生活困窮者自立支援法の一部改正を受けて、令和元年 6 月 3 日にベルブ永山に移転し、ひきこもり相談の窓口と合わせて「しごと・くらしサポートステーション」としてオープンし、令和元年度から令和 3 年度まで 1,208 件の相談(実人数の新規相談件数)を受付、相談・自立支援に取り組んだ。

生活困窮者等への相談支援として、自立相談支援、家計改善支援事業、就労準備支援事業、就労支援、住居確保給付金、ひきこもり支援、居住支援相談などの各種支援事業を実施するとともに、受験生チャレンジ支援貸付事業を実施することで、生活困窮による受験や学習の機会を逸することを予防した。

生活保護受給者に対し、就労支援や学習支援事業、健康管理支援事業、金銭管理支援事業、就労準備支援、精神科病院の医療ソーシャルワーカーによる面談や相談などの各種支援事業を実施した。

○民生委員・児童委員活動の充実

令和 2 年度に「多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会」を開催し、欠員発生要因や委員が抱える問題を把握、民生委員のなり手確保に向けた対策を検討、報告書を取りまとめた。民生委員の欠員充足に向けて多摩市民生委員協議会とも連携し、各委員から候補者情報の提供の呼びかけを行った結果、令和 2 年度より充足率が増加したものの、依然として欠員地域があるほか、高齢化や担い手不足が課題である。委員活動をしやすい環境構築のため、夜間開催やオンライン会議等多様な形態で実施。今後はモバイル PC を活用し委員活動の負担軽減を図る。

○地域包括ケアシステムの深化・推進と高齢者の生活を支えるサービスの充実

地域包括支援センターの機能を強化し、認知症の理解促進（認知症サポーター養成講座など）、権利擁護支援、医療と介護の連携促進、地域の見守りや支え合いなど通いの場の創出や担い手の養成等を行っている。また、認知症の早期発見・早期対応のため、もの忘れ相談事業を開始した。生活支援体制整備事業では、生活サポーターの養成を行うとともに、移動困難エリアでの移動支援の試行事業を実施した。

認知症対策については、令和元年 6 月に発出された「認知症施策推進大綱」に基づく、当事者支援のための仕組みづくりが必要であり、団塊の世代が後期高齢者になる令和 7 年に向けて地域包括ケアシステムの深化を更に推進する必要がある、地域包括支援センターの機能強化と認知症に対する予防と共生の施策を戦略的に実施することが求められる。

○高齢者の生きがいづくりの推進

シルバー人材センターの活動を支援するとともに、会員の就業機会拡大のため、市広報の個別配付や永山マイナンバーカードセンター業務、家具転倒防止器具設置業務を依頼した。

多摩市は都内でも健康寿命が長く、元気な高齢者の割合が高い。高齢者が社会に貢献する活動に参加することで、自身の健康づくりにつながるとともに市が推進する健康まちづくりにもつながることから、多様なボランティア活動・市民活動への支援を充実していく。

○フレイル予防の充実

通所型短期集中予防サービス（元気塾）の卒業生が、地域の通いの場等の介護予防活動に参加できるよう運動した取り組みを行うとともに、TAMA フレイル予防プロジェクトにより介護予防事業の対象者を把握し、介護予防活動につなげる取組みを行った。

一方で、コロナ禍では様々な活動に制約があり、地域介護予防教室で行った体力測定では、全ての項目で平均値の低下が見られるなど高齢者の運動機能の低下や外出機会の減少などといった健康二次被害が進行している。引き続き、フレイル予防の啓発をはじめ、通いの場の創出、住民主体の通いの場への専門職の派遣等を行い、認知機能の維持改善、低栄養予防、口腔機能の維持向上に資する事業を展開していく。

○障害への理解・差別解消の促進

令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行した。その後、市民からの相談窓口の設置、職員研修の実施など市内の体制整備とともに、多摩市若者会議との協働による障がい者美術作品展など、市民、事業者と連携した取組を推進した。発達支援室では、発達障害に関する人材育成や市民への普及・啓発のための講演会を実施し、特に支援を必要とする子どもと家庭の適切な保護を図るために、「要保護児童対策地域協議会」として、関係機関との情報交換及び支援方針の協議を実施した。

○障がい者（児）への相談支援体制の充実

市内2カ所に設置している地域活動支援センター及び市所管課において、障がい者やその家族等への相談支援事業を実施することで多様化するニーズや障害の重度化・高齢化への対応を図った。また、民間関係機関とともに運営する事業所等連絡会を定期的に開催し、必要な情報共有や研修実施等を通じて、市内障害福祉サービス事業者も含めた支援の質向上への取組を行った。

障がい者就労支援センターを設置・運営し、就労に向けた相談支援や定着支援を行った。福祉的就労を希望する者に対しては、必要なサービス決定及び給付を行うことで、障がい者の自立促進や社会参画、生きがいづくり等に必要となる支援に取り組んだ。

発達支援室は、教育センターと初回相談窓口を統合し、スクールソーシャルワーカー、就学相談、ゆうかり教室と連携し、発達、情緒・心理的な問題、幼稚園や保育所・学校での問題等、包括的な相談を総合的に受け付けられる体制を整備した。また、令和3年度より、発達に遅れのある子どもに対するかかわり方を学ぶ「多摩版ペアレントプログラム」の実施や、発達に遅れのある子どもを持つ保護者同士の交流の場である「親の会」を実施し親支援の充実を図った。

多摩市における更なる発達支援体制の整備に向けて、「多摩市発達支援体制構築検討委員会」を令和4年度より実施している。

○サービス体制、活動の場の充実

障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害特性や生活状況等に即した障害福祉サービス等の支給決定及び給付を行った。サービス事業者に対しては、必要となる施設整備や補助事業等を通じ、日中活動の場や親亡き後を見据えた生活の場の確保・拡大に向けた取組を進めた。

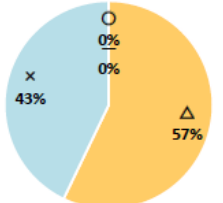
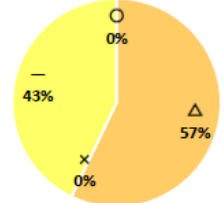
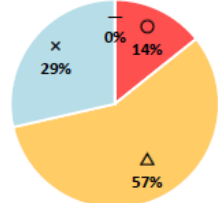
サービス体制等の充実にあたっては、多摩市地域自立支援協議会等での当事者・関係者を含めた施策の検討のほか、令和4年度には「多摩市精神障害にも対応した地域包括

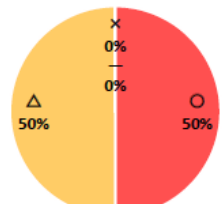
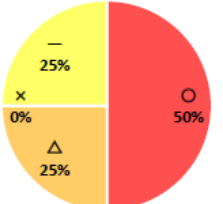
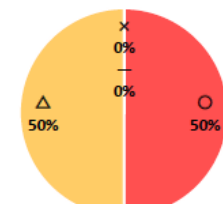
ケアシステム構築協議会」を設置し、対応策の検討を進めている。

3 取り組み支える組織・活動・仕組み

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域福祉推進員会
- ・ 地域福祉コーディネーター
- ・ 多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 地域ケア会議
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ サロン・ラウンジ活動
- ・ まるっと協議体
- ・ 認知症サポーター
- ・ 介護予防リーダー
- ・ 介護ボランティアポイント制度
- ・ 多摩市ヘルプカード
- ・ 多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」

4 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

施策	指標名	出典	現状値 2017(平成29) 年度	単位	実績値			目標値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度	達成 状況
					元年度	2年度	3年度			
B2-1	①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	多摩市政世論調査(福祉総務課)	18.5	%	17.6	-	20.2	22.2	26.6	△
	②地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査(福祉総務課)	71.1	%	71.7	-	70.5	75.0	80.0	×
	③民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指す。地域からの候補者選考を経て東京都に推薦を行う人数	福祉総務課	94	人	81	87	92	103	112	×
	④多摩市内における自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	警察庁自殺統計(福祉総務課)	18.9	人	18.8	12.1	14.1	14.2	11.3	○
B2-2	①生活困窮者自立支援制度の利用による就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	福祉総務課	46.0	%	69.4	48.0	67.9	75.0	75.0	△
	②生活保護世帯の子どもの大学等進学率	生活福祉課	30.0	%	29.1	38.9	45.5	全世帯の大学等進学率(全国)に近づける	全世帯の大学等進学率(全国)に近づける	△
	③犯罪被害者等相談窓口を「知っている」市民の割合	多摩市政世論調査(平和・人権課)	3.9	%	4.6	-	5.2	18.0	20.0	△
令和元年度			令和2年度			令和3年度				
										

施策	指標名	出典	現状値 2017(平成29) 年度	単位	実績値			目標値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度	達成 状況
					元年度	2年度	3年度			
B3-1	①地域包括支援センターの周知度	多摩市政世論調査(高齢支援課)	40.5	%	44.5	-	44.6	59.0	60.0	△
	②認知症サポーター養成講座受講者数	高齢支援課	11,870	人	13,826	14,213	14,721	13,000	15,000	○
B3-2	①介護予防に資する住民運営の遇いの場(概ね週1回以上定例開催)団体数	介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査(高齢支援課)	61	団体	136	153	89	100	120	△
	②60歳以上の市民に占めるシルバー人材センター登録会員の割合	高齢支援課	1.8	%	2.0	2.2	2.5	60歳以上人口の2.3	60歳以上人口の2.3	○
令和元年度			令和2年度			令和3年度				
										

施策	指標名	出典	現状値 2017(平成29) 年度	単位	実績値			目標値 2022(令 和4)年度	目標値 2028(市 和10)年度	達成 状況
					元年度	2年度	3年度			
B4-1	①障がいのある方が現在の住まいにこれからも「住み続ける」「将来市内で転居する」と回答している割合	多摩市障がい者生活実態調査 (障害福祉課)	68.5	%	—	68.9	—	72.9	81.7	—
	②発達支援室を知っている人の割合	多摩市子ども・子育てに関するニーズ調査 (子育て支援課)	未就学児42.3	%	—	—	—	未就学児 50.0	未就学児 60.0	—
			就学児 74.3		—	—	—	就学児 77.0	就学児 80.0	—
③障がい者就労支援事業の登録者で就労支援により就労できた方で、1年以上雇用継続されている割合	障害福祉課	67.4	%	82.0	81.0	86.7	68.9	71.9	○	
B4-2	①障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別や偏見、人権侵害等を「ほとんど感じない」「全く感じない」という割合	多摩市障がい者生活実態調査 (障害福祉課)	57.1	%	—	55.9	—	60.1	66.1	—
	②障がい者が災害時や非常時に手助けをしてくれる人を親類以外で頼んでいる割合	多摩市障がい者生活実態調査 (障害福祉課)	3.3	%	—	2.5	—	4.1	5.7	—
令和元年度			令和2年度			令和3年度				
